

市政情報 BOX

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

◆国民健康保険（国保）高齢受給者証を送付

70～74歳の人に交付している「舞鶴市国民健康保険高齢受給者証」は7月31日(火)が有効期限。7月下旬に新しい証を送付。

◆後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上の人か65～74歳で一定の障害の認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」は7月31日が有効期限。7月下旬に新しい証を郵便書留で送付。新しい証(藤色)は届いた日から使用できます。旧証(オレンジ色)は8月1日(水)以降使用できません。

◆後期高齢者医療保険料の納入通知書と決定通知書を送付

平成29年中の所得に基づき算定した、30年度の後期高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

【平成30・31年度後期高齢者医療保険料算出方法】

所得割額（総所得金額等－基礎控除額33万円）×9.39%
 +均等割額（被保険者ひとり当たり47,890円）
 ※所得の低い人の軽減措置あり（一部変更あり）
 ※総所得金額等…収入金額から必要経費等を差し引いた額

◆8月から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変更

70歳以上の人で所得区分が「現役並み所得者」と「一般」の人の高額療養費の自己負担限度額が8月診療分以降変わります。国保加入者は6月中旬に送付済の国民健康保険料納入通知書に同封のパンフレットが7月下旬に送付する高齢受給者証に同封のパンフレットで確認を。後期高齢者医療の人は、7月中旬に送付する保険証に同封のちらしで詳細をご確認ください。

65歳以上で老人医療（福祉医療費受給者証(老)）該当者も自己負担限度額が変わります。詳しくは、7月中旬に送付する受給者証に同封されるちらしで確認を。

◆後期高齢者医療保険料の軽減率が変更

特例で実施されていた後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります。詳しくは、7月中旬にお届けする後期高齢者医療保険料額決定通知書と被保険者証に同封されるちらしでご確認ください。

【後期高齢者医療保険料の変更点】

変更のある人	変更になるもの	H29年度まで	H30年度から
所得割額の算定に使用する総所得金額等が58万円以下の人	所得割	2割軽減	軽減なし
後期高齢者医療制度に加入する前日に家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人(元被扶養者)	均等割	7割軽減	5割軽減

※元被扶養者でも、世帯の所得が低い人は均等割の軽減(9割・8.5割軽減)を受けることができます

◆限度額適用認定証の更新

病院の窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と市市民税が非課税世帯の人で、入院中の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日が有効期限。更新の手続きは、保険証・印鑑・本人確認書類（免許証など）・本人や

世帯主のマイナンバーが分かるものを持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。なお、後期高齢者（75歳以上）は手続き不要（ただし、新規申請は手続きが必要）。新しい証は7月中旬に送付予定。**《8月から70歳以上で所得区分が現役並み所得者（3割負担）の人も限度額適用認定証を発行》**

高額療養費制度の見直しで所得区分が現役並みⅠと現役並みⅡの人も「限度額適用認定証」が発行できます。認定証の必要な人は申請手続きを。

国保加入の人は6月中旬に送付済の平成30年度国民健康保険料納入通知書に同封のパンフレットで、後期高齢者医療の人は7月中旬に送付する保険証に同封のちらしで詳細をご確認ください。

▶詳しくは、保険医療課（◆国民健康保険…☎66・1003◆後期高齢者医療…☎66・1075）へ。

地域密着型サービス事業所指定の申請を受け付け

第7期介護保険事業計画に基づき「地域密着型サービス」を提供する事業所指定の申請を受け付けます。

【受付期間】7月2日(月)～13日(金)必着

【対象】平成30年度に次の地域密着型サービスの実施を検討している法人
 ◆市内全域で認知症対応型通所介護を行う事業所1か所
 ◆城北か城南圏域で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所1か所

【申請方法】

計画書（高齢者支援課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添えて郵送か持参で同課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎66・1013）へ。

「社会を明るくする運動」強化月間

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間。

この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行をなくすためには、立ち直りを決意した人を決して過ちに反さないことが大切であり、立ち直りを支える「地域のチカラ」が必要です。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を胸に取り込まれる「社会を明るくする運動」にご理解とご協力をお願いします。 《福祉企画課》

福祉タクシー利用券の申請を

在宅の重度腎臓機能障害者が、通院のために利用するタクシー料金の一部を助成。

【対象】次の条件を全て満たす人

- ◆在宅の腎臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持
- ◆人工透析療法を受け通院している
- ◆自動車税・軽自動車税の減免を受けていない
- ◆同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

【助成額】年間24,000円分（年度途中の場合1か月当たり2,000円分を交付）

【申請方法】7月6日(金)までに身体障害者手帳と印鑑を持参し、障害福祉・国民年金課（☎66・1033）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。

防災行政無線などのお知らせ～情報伝達訓練を実施～

もしもの時に備え、全国一斉に実施される「緊急地震速報伝達訓練」を行います。今回の訓練は、国からJアラート（全国瞬時警報システム）を通じて送られてくる緊急情報のうち、緊急地震速報を「防災行政無線」や「まいづるメール配信サービス」で市民の皆さんにお知らせするものです。可能な範囲で机の下に潜るなど、落下物などから身を守る訓練を実施してみてください。

【日時】7月5日(木)10時ごろ

【訓練内容】◆防災行政無線放送…市内の屋外スピーカーと戸別受信機から試験放送を一斉に放送

◆まいづるメール配信サービス…登録者（防災情報）に試験メールを一斉配信

※気象状況などにより、訓練を中止する場合があります。

▶詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

区域区分の変更案および都市計画用途地域の縦覧

都市計画法に基づき、舞鶴市都市計画用途地域および区域区分の変更案を次のとおり縦覧します。

【縦覧期間】7月上旬～中旬（詳細はホームページに掲載）

【縦覧場所】府都市計画課(京都市)、中丹東土木事務所(綾部市)、市都市計画課、西支所、加佐分室、中央公民館、南公民館

【変更内容】◆舞鶴都市計画区域区分(国際ふ頭・自衛隊敷地の市街化区域編入)◆舞鶴都市計画用途地域(国際ふ頭・自衛隊敷地の用途地域設定)

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

市街化区域の再編に向けて要望相談を受け付け

昨年度から、「区域区分の見直し基準」に基づいて抽出した市街化調整区域に編入する見直し候補地を公表し、市街化調整区域への編入要望があった地域から地元協議を進めています。今年度も、市街化調整区域への編入に関する要望相談を以下のとおり受け付け中。また、市街化調整区域編入検討候補地は市ホームページに掲載。

【要望受付重点期間】7月～10月（期間外でも受け付け可）

【受付場所】市役所別館

【要望できる人】地権者か利害関係を有する人

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

市有財産の売却

市が所有する未利用財産を、予定価格による先着順受け付けで売却

【受付期間】7月2日(月)～10月31日(水)

【物件・予定価格】◆宅地…字市場小字市場288番1、952.44平方メートル、1,438万円◆雑種地…字森小字峠39番5ほか4筆、計492.15平方メートル、1,270万円◆宅地…字松陰小字嶋崎5番1、180.64平方メートル、670万円

【申し込み方法】10月31日(水)までに専用紙(資産マネジメント推進課に備え付け、市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて資産マネジメント推進課へ。

▶詳しくは、資産マネジメント推進課（☎66・1045）へ。

一般競争入札による未利用財産の貸し付け

市が所有する未利用財産を一般競争入札で貸し付け。

【入札日時】7月31日(水)14時

【物件】◆宅地…字北田辺小字三ノ丸172番46、347平方メートル、第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

◆宅地…字北田辺小字三ノ丸172番51、332.50平方メートル、第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

【申し込み方法】7月13日(金)17時までに専用紙(資産マネジメント推進課に備え付け、市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて資産マネジメント推進課へ。

▶詳しくは、資産マネジメント推進課（☎66・1045）へ。

森林整備・緑化活動を支援

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を活用し、市内で行われる植樹などの緑化活動や森林保全活動などに助成します。

【対象団体】次の要件を全て満たすこと

- ◆市内に住所を有する団体
- ◆複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる
- ◆継続して適切な維持管理ができる
- ◆土地の所有者または管理者の承諾を得ている

【助成金額】

- ◆森林保全活動、研究・啓発活動…上限10万円
- ◆植樹活動…上限5万円 ※多数の場合は選考

【申し込み方法】

7月2日(月)～8月31日(金)に所定の用紙（農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会（農林課内、☎66・1030）へ。

「わがまちの名木」の育樹活動を支援

長年にわたり、私たちのまちの歴史や文化、人々の暮らしを見守り続けてきた「わがまちの名木」の育樹活動に助成します。

【対象団体】次の要件を全て満たすこと

- ◆市内に住所がある団体
- ◆複数の構成員からなり自主的・組織的な活動ができる
- ◆継続して適切な維持管理ができる
- ◆土地の所有者と樹木の管理者の承諾を得ている

【対象経費】

- ◆樹木医による診断費（現地までの交通費なども含む）
- ◆診断結果に基づく施肥などの資材費など

【補助率】補助対象経費の2分の1以内（上限30万円）

※助成の可否や助成額は審査で決定

【申し込み方法】

7月2日(月)～8月31日(金)に所定の用紙（農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会（農林課内、☎66・1030）へ。

京都府小児救急電話相談「#8000」のご利用を

夜間に小児科医師や看護師が電話相談に対応。発熱、打撲、おう吐など子どもの様子で心配になったときは、お気軽にご相談ください。詳細は、右のコードからも確認できます。

【電話番号】「#8000」か「075・661・5596」

【開設時間】19時～翌朝8時

※土曜日（祝日、年末年始を除く）は15時～翌朝8時

